

環境 だより



猫の飼い方とマナー

室内で飼いまじょう

最近、のら猫やフン尿など猫に関する苦情が多くあります。また事故に遭う猫の情報も多く寄せられます。猫の特性をよく理解し、不幸な子猫をつくらないためにも必ず避妊・去勢手術をし、責任を持って飼いまじょう。猫は、避妊・去勢手術をすることで、ストレスなく室内で暮せる動物ですので、伝染病の感染や事故から守るためにも室内で飼うようになじょう。



のら猫（飼主のいなごネコ）

のら猫への無責任なエサやりが猫に関する問題の大きな一因となっています。むやみにエサを与えているとその近所に住み着いて繁殖したり、他人に迷惑をかけることになりまので、のら猫に対する身勝手な無責任なエサやりは絶対にやめまじょう。また猫も人間と同じように命ある生き物です。猫にとって必要なことは、責任を持って世話をする飼主になるか、飼主をさがしてあげることです。

地域猫活動

地域猫活動とは地域住民と飼主のいない猫との共生をめざし、避妊・去勢手術をおこなったり、新しい飼主を探して飼い猫にしていくことで、将来的に飼主のいない猫をなくしていくことを目的としています。実際に数を減らしていくためには、複数年の時間を必要としますので、当面は、これ以上猫を増やさなごエサやりによる迷惑を防止するなどを目的としています。

犬の優良飼養者表彰

尾北狂犬病予防推進協議会では、次の要件に該当する犬の飼い主の方を「優良飼養者」として表彰します。

要件

- ①登録してから前年度末現在（令和4年3月31日時点）で、12年以上継続して同一犬を飼養し、当該犬が生存していること。かつ、狂犬病予防注射を毎年実施している方
- ②飼養期間中、こう傷事故がなく、適正飼養している方
- ③過去に優良飼養者表彰を受けていない方

応募方法

要件に該当している方は、町から推薦しますので環境対策室へお申し込みください。

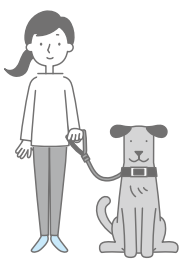
応募期限

8月1日（月）

※被推薦者については、尾北狂犬病予防推進協議会で審査の上、表彰者を決定します。

申込みおよび問合せ先

環境対策室 ☎95-11613



税務 だより



家屋調査にご協力を

令和4年1月2日以降に完成（新築・増築）した家屋については、令和5年から固定資産税の課税対象となるため、対象の方に家屋調査の依頼文書を順次発送しています。

これは、建物（居宅・車庫・物置等）の構造や使用されている資材を調査して、来年度の固定資産税を算出するためのもので、事前に調査日時を調整し、当日は職員が訪問します。

調査は、家の中に入らせていただき、税金の説明と建築確認や建築図面などをもとに各部屋の資材を確認させていただきまので、ご協力をお願いします。

問合せ先 税務課 ☎95-11113